

ドローンスクール入学のための受講規約

この規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社 Airtec（以下「当法人」といいます）が運営するスクール（以下、「当スクール」といいます）に入学を希望される方に適用されます。当スクールの入学にあたり、受講者は以下の事項を確認し、同意した上で受講契約を締結するものとします。

第1条（目的）

- 1 当スクールは、登録講習機関として、無人航空機操縦者技能証明（技能証明）の取得を支援するために、無人航空機の操縦に係る必要な学科講習及び実地講習を行うことで、修了審査の合格に向けた支援します。
- 2 学科講習及び実地講習の後には修了審査を行い、修了審査試験に合格した受講者に対して、修了証明書を発行します。修了審査試験の内容、合格基準等は国土交通省航空局安全部無人航空機安全課「無人航空機操縦士実地試験実施基準」に基づきます。
- 3 当スクールの修了審査に合格した場合には、技能証明試験(学科試験、実地試験、身体検査)のうち、実地試験が免除されます。技能証明は国土交通大臣が行うものであることに留意ください。

第2条（受講者資格）

- 1 年齢資格
満16歳以上であること。
- 2 身体検査基準
 - ① 視力が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること又は一眼の視力が0.3に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
 - ② 赤色、青色及び黄色の識別ができること。
 - ③ 両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。
 - ④ 航空法施行規則第236条の62第4項第1号(目が見えないもの)又は第2号(四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃したもの)に掲げる身体の障害がないこと。
 - ⑤ ④に定めるもののほか、無人航空機の安全な飛行に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、航空法第132条の44の規定による条件を付すことにより、無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - ⑥ 一等技能証明でかつ最大離陸重量25kg未満限定変更の場合は、国際民間航空条約

の附属書一第 177 改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合すること。

3 欠格事由

- ① 航空法 132 条の 46 第 1 項ただし書の第 4 号(航空法、この法律に基づく命令、これらに基づく処分の違反)、第 5 号(無人航空機の飛行における非行又は重大な過失)の規定により技能証明を拒否された日から起算して 1 年を経過していない者、技能証明を保留されている者でないこと
- ② 航空法 132 条の 46 第 3 項の規定(技能証明を与えた後において、技能証明を受ける前に上の第 4 号又は第 5 号に該当していたことが判明したとき)により技能証明を取り消された日から起算して 1 年を経過していない者、技能証明の効力を停止されている者でないこと
- ③ 第 132 条の 53 の第 4 号(航空法、この法律に基づく命令、これらに基づく処分の違反)、第 5 号(無人航空機の飛行における非行又は重大な過失)の規定により技能証明を取り消された日から起算して 2 年を経過していない者、技能証明の効力を停止されている者でないこと

4 反社会的勢力の排除に関する要件

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる反社会的勢力に属する者でないこと。
- ② 反社会的勢力の関係者でないこと。

第 3 条 (受講契約の成立)

受講者が受講の申込みを行い、当スクールがこれを承諾し、受講料の全額のお支払いが完了した時点で、受講契約が成立します。

第 4 条 (受講日の変更)

- 1 以下の理由により、開催日を変更する場合があります。
 - ① 航空法に基づく特定飛行を行う実地講習、修了審査において、許可承認書の取得が間に合わないと判断した場合
 - ② 地震・台風・火災等の天災、感染症拡大のおそれ及び交通機関のストライキ等の場合
 - ③ 講師の病気やその他やむを得ない事情により、代替講師を手配できない場合
 - ④ 前各号に掲げる場合のほか、当スクールが安全かつ円滑な講習の実施が不可能であると判断した場合
- 2 前項により講習の開催日に変更となった場合、速やかに代替日を設けます。代替日が

設けられない場合、または代替日の調整が見つからない場合には、受講料を全額返金します。振込手数料は、当スクールが負担します。

3 受講契約の成立後、受講者の都合による講習日程の変更に関しては、以下の準備項目のうち、実際に発生した損害分の費用が発生します。

- ① 会場費用(設備使用料を含む)
- ② 講師費用(交通費を含む)
- ③ 教材費用
- ④ 保険料
- ⑤ 許可承認申請に係る費用
- ⑥ その他の準備に要した費用

第5条 (解約・返金)

- 1 受講者は、電話及び電磁的方法（電子メール）で申し出ることにより、受講者の都合で当スクールを退校することができます。
- 2 支払い済みの入学金の返金はいりません。
- 3 受講前に退校する場合、支払い済みの受講料については、前条第3項各号で指定する準備項目のうち、実際に発生した損害分の費用を差し引いた金額を返金します。
- 4 受講期間中に退校する場合、支払い済みの受講料については、以下の計算式に基づき、すでに提供した役務に相当する額及び前項に準ずる金額を差し引いた金額を返金します。

すでに提供した役務の金額を定める計算式
実際に講習を行った日数×(支払い済みの受講料÷カリキュラム上の講習予定日数)

- 5 支払い済みの修了審査費用については同条第3項に準ずる金額を差し引いた金額を返金します。
- 6 返金は受講者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法とします。振込手数料は受講者の負担となります。

第6条 (解除)

受講者に、以下の事由が認められる場合、当スクールは当該受講者との受講契約を解除します。なお、本条の解除により、当スクールは何らの返金義務及び損害賠償義務を負いません。

- ① 本規約に違反する行為があった場合
- ② 各種法令に違反する行為が認められた場合
- ③ 前各号に掲げる場合のほか、当スクールにおいて受講を継続させることが不適切と判断される相当の理由がある場合

第7条（受講上の注意義務）

- 1 受講者は、受講期間中、関係法令、当スクールの規則、講師(修了審査員)及びスタッフの指導に従って行動するよう努めてください。
- 2 実地講習と修了審査(以下、実習)においては、ヘルメット、保護グラス等の安全防具を着用することが義務付けられます。なお、正当な理由がなく安全防具の着用を拒否される場合には、実習に参加できません。
- 3 実習中は、指定された区域内でのみ行動し、無人航空機の操作中は常に講師の指示に従うものとします。
- 4 安全確保のため、受講者の体調が実習の実施に不相当と判断された場合、実習を中止または延期することがあります。

第8条（著作権）

- 1 当スクールで用いる教材（テキスト、レジュメ音声、画像情報等を含む）に関する著作権、商標権その他の知的財産権は、すべて当スクール又は著作権者に帰属します。
- 2 受講生は、教材を自己の学習のためにのみ使用することができ、無断で複製、販売、頒布等の行為を行ってははいけません。
- 3 受講生が前項記載の行為を行った場合には、法令に基づき著作権侵害として、刑事罰の対象となる可能性があります。

第9条（再委託）

当スクールは学科講習、実地講習、修了審査業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。なお、当スクールは再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとします。

第10条（損害賠償）

- 1 受講者の故意又は過失によって、当スクール、当スクールの講師、修了審査員及び第三者、使用設備等に損害を与えた場合、当該受講者は、その一切の損害（直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含む。）を賠償する責任を負います。
- 2 当スクールの各講座に起因し又は関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するものとし、当スクールに生じた一切の損害を賠償する責任を負います。

第11条（免責事項）

当スクールは、以下の事由が生じた場合には、一切の責任を負いません。

- ① 当スクールの講師(修了審査員)及びスタッフの指示に従わなかったことにより発生した事故による当該受講者自身の負傷及び損害
- ② 受講者の所持品の紛失、盗難、滅失又は損傷等の損害
- ③ 受講者の不注意によって生じた事故による当該受講者自身の負傷及び損害

第12条（個人情報の取扱い）

受講者の個人情報は、当法人のプライバシーポリシーに従い、適切に管理され、プライバシーポリシーに記載されている目的以外には使用されません。

第13条（お問い合わせ先）

当スクールに関する各種お問い合わせ先は、以下のとおりです。

所在地 福島県白河市土武塚 25

T E L 0248-22-0888

メールアドレス airtec@airtec.ne.jp

運 営 株式会社 Airtec

第14条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従って、当スクール及び受講者の協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第15条（管轄裁判所）

本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、被告の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（本規約の変更）

- 1 本規約は、当スクールの都合により受講者への予告なく変更されることがあります。
- 2 前項における本規約の変更があった場合には、当スクールのホームページ等で周知するものとします。
- 3 改定後の本規約は、効力発生日から適用されます。